

◎二十番（安部泰男君）二十番、公明党県議団の安部泰男であります。通告順に従って質問いたします。

最初の質問は、安全で安心な県づくりの推進についてです。

最近子供や女性を狙った犯罪の発生がふえています。先月五月には、学校下校時に新潟市内の小学二年女児を連れ去り殺害した事件、また今月には浜松市内のスポーツクラブ駐車場で女性看護師が車ごと連れ去られ、藤枝市の山中で遺体が発見された事件、さらには東京都目黒区のアパートで三月、五歳の女児が父親からの暴行を受けて死亡した事件など、悲惨な事件の報道が相次いでいます。

本県は、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例を策定し、安全と安心の獲得を目的に自主的な活動を促進するため、県、市町村、県民等による環境整備の取り組みを通して安全で安心な県づくりを進めています。そして、昨年三月には安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の改訂を行いました。

本計画で示しているように、県、市町村、県民、事業者などが連携協力していく必要性がますます高まっていることから、県行政として安全・安心な県づくりに向けて、これまで以上に人材や予算をより多く配分するなど実効性を高めていく必要があります。

現在、公明党では全国で子育て、介護、中小企業、防災・減災といった分野で百万人アンケート調査を実施しておりますが、本県のアンケート調査においても各分野で安全・安心を求める県民の声が高まっております。

そこで、知事は安全で安心な県づくりに向けた施策の実効性を高めていくため、どのように取り組んでいくのか伺います。

本条例第十四条では、犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、防犯に関する周知啓発、防犯ボランティア団体等へ

の支援、市町村、事業者、その他の関係団体等と連携した推進体制の整備、犯罪の防止に配慮した環境設計の普及、子供の安全確保に関する施策の実施、その他必要な措置を講じるとしております。

新潟の事件発生箇所は立哨していた子供の見守り隊が不在になったところでそのすきを突かれた結果となりました。犯罪の多発する地域への防犯力メラの設置を促すことも効果的ですが、県内各地で人目につかない箇所や日中でも薄暗い箇所などを再確認して、保護者、住民、警察、学校、行政など、関係者や関係機関が情報を共有しながら、社会全体で警戒を強化していくことが何より重要になると思います。犯罪の発生するすきをつくらぬよう、警察はもとより関係機関等が連携して安全対策を講じなければなりません。

そこで、関係機関等と連携した児童の安全確保対策にどのように取り組んでいくのか、県警察の考えを伺います。

また、続発する児童虐待事案について、虐待が疑われる場合、児童相談所が子供の面会を拒否されたときには即警察に連絡して連携することが必要であるとの指摘があります。

児童相談所と警察の連携、情報共有がしっかりと行われている自治体は高知県、茨城県、愛知県の三県のみという状況にあり、子供を守るため、このような連携が行われていない現状が続くことは、同じような児童虐待による死亡事件の発生が危惧され、非常に問題があります。

そこで、県は児童虐待により心身に危害が及ぶ可能性の高い子供の安全確保を行うため、警察とどのように連携しているのか伺います。

次は、健全な運転代行業の環境整備についてです。

運転代行業者は、飲酒運転根絶等に大きく寄与しています。しかし一方で、白タク行為を行う業者や無保険状態で営業する業者が一部見受けられるこ

とから、これらの悪質業者の摘発などを進めながら利用者の安全と安心を確保する必要があります。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律などに基づき、本県においても適正な処分が行われていると思いますが、適正に営業している運転代行業者からは「このままルールを守らない業者による不健全な状態が継続すれば、経営が立ち行かなくなり廃業を余儀なくされる。」という悲痛な声が届いております。

このため、運転代行業者に法律、ルールを遵守させることはもちろんのこと、利用者にも適正かつ安全に代行運転を利用できるよう正しいルールを普及啓発するほか、将来的には運転代行業の健全な育成につながるような条例等の制定も視野に入れる必要があると思います。

そこで、県警察は違法な自動車運転代行業者に対する指導、取り締まりにどのように取り組んでいるのか伺います。

また、県は自動車運転代行業の適正な運営の確保にどのように取り組んでいるのか伺います。

次は、麻疹、風疹の予防接種率向上についてです。

本年三月、沖縄県で台湾から訪れた観光客から麻疹の感染が確認されて以降、同県のほか愛知県や東京都などに拡大し、麻疹予防ワクチン接種率の課題が明らかになりました。

国の定期予防接種は、麻疹と風疹の混合ワクチンを一歳時と小学校入学前の計二回接種するとされていますが、厚生労働省によると、二〇一六年度の全国の平均接種率では、一回目は九七・二%ですが、二回目は九三・一%にとどまっています。

こうしたことから、厚生労働省は麻疹と風疹の予防接種率の目標九五%以上を達成するため、国と都道府県が市区町村に対応を促すことなどを柱に

指針を年度内に改正する方針を決めました。本県は、平成二十八年度で一回目九七・七％に達しているものの、二回目は九二・九％と全国平均をやや下回っている状況にあります。

そこで、県は麻疹、風疹の予防接種率の向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

次は、受動喫煙の防止対策についてです。

東京都が都議会六月定例会に提案していた受動喫煙防止条例案が先日可決成立いたしました。五輪開催地としての責任感のもとでつくられた意欲的な条例で、高く評価したいと思います。

東京都の条例の中身は、従業員を雇用する飲食店は面積に関係なく原則屋内禁煙と規定、飲食を認めない喫煙専用室でのみ喫煙を認め、客席百平方メートル以下の飲食店は喫煙可能とした国の健康増進法改正案より厳格な規制を導入するとともに、幼稚園や保育所、小中高校は敷地内禁煙で、屋外に喫煙場所を設けることも禁じ、違反した場合の罰則は五万円以下の過料とするなど、二〇二〇年四月までに全面施行となります。

本県で開催される野球・ソフトボール競技大会スケジュールの詳細は明らかになっておりませんが、県内外から子供を含む相当な訪問客が本県会場を訪れることは間違いありません。私はこれまでも本県の受動喫煙防止対策の促進を訴えてまいりましたが、今に至っても二〇二〇年東京五輪を契機とした対策が明らかになっておりません。

そこで、県は受動喫煙の防止対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

次は、糖尿病性腎症の重症化予防についてです。

国内の糖尿病が強く疑われる成人は推計で一千万人に上ることが昨年厚生労働省の平成二十八年国民健康・栄養調査の結果で明らかになりました。

糖尿病は、放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起こし、患者の生活の質を著しく低下させるのみならず、医療経済的にも大きな負担を社会に強いることとなります。

本県の実情は、糖尿病の一人当たり入院外医療費はワースト四位で、全国十一番目に高い受療率となります。また、新規透析患者数に占める糖尿病性腎症が原因である者の割合は四七・八％と全体の約半数を占め、全国の四三・七％より高い割合で推移するとともに増加傾向にあります。

そこで、県は糖尿病性腎症の重症化予防にどのように取り組んでいくのか伺います。

次は、子育て世帯への支援の充実についてです。

先日、子育てしている職業婦人の方から「三人目の子供が誕生して住まいが手狭になったので、長男の学区内にある県営住宅へ入居したいが、何度応募してもなかなか入居できないで困っている。」という御相談がありました。県営住宅や市営住宅などの公営住宅は、わずかな空き家募集を募集戸数以上の応募があり、競争倍率は常に高どまりしているのが現状です。子育て世帯、特に多子世帯などの住まいの確保は非常に重要な課題であり、これにしっかりと対応できなければ、理想とする子供を欲しいと思っている夫婦の出生率の低下要因の一つになると思います。

先日政府が発表した人口動態統計では、昨年生まれた子供は前年よりも三万人余り少なく、過去最少を更新したことが明らかになり、合計特殊出生率は一・四三と二年連続で低下したことが明らかになりました。こうした背景には、仕事と育児の両立や晩婚化などの多様な課題があると指摘されていますが、政府の推計では、子供を欲しいと考える夫婦の希望が全てなかった場合の出生率は一・八になると予測しています。したがって、子供を欲しいと考える夫婦が希望する環境をいかに整えていくか、ここに課題

解決の重要な鍵があります。

そこで、県は子育て世帯への支援にどのように取り組んでいるのか伺います。

次は、待機児童の解消についてです。

福島市を筆頭に県内の認可保育所に入れない待機児童の解消が課題になっています。こうした中で、待機児童の保護者が住む市町村以外にある保育所への越境入所を促進することや事業主拠出金の上限引き上げなどが柱となる改正子ども・子育て支援法が本年四月から施行されました。

特に今回の改正法では、都道府県が関係市町村や保育事業者などと待機児童対策を話し合うための協議会の設置を明記し、県が関係市町村間の調整役となり具体策の取りまとめを進めることになっています。私は、改正子ども・子育て支援法の内容に沿って、県民が安心して子育てできるように急に当該協議会の設置を進める必要があると考えます。

そこで、待機児童の解消に向け、市町村と一体となって取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

次は、雇用確保対策の強化に向けた事業承継の支援についてです。

中小企業庁によれば、今後十年間で経営者が七十歳を超える中小企業、小規模事業者は約二百四十五万社、うち約半数の百二十七万社で後継者が決まっていないと回答、このまま放置すると廃業が急増し、約六百五十万人の雇用、約二十二兆円の国内総生産が失われる可能性があるかと試算しています。

さらに、休廃業時の経営状況の調査データでは、約五割の企業が経常黒字で廃業している事実が明らかになっています。経営は安定しているにもかかわらず、後継者不在により廃業の道を選ばなくてはならないという深刻な問題です。

この問題の一因として指摘されているのは、事業承継の習慣が崩壊していることが挙げられています。そして、このような中小企業の後継者問題が本県にも深刻な影を落とそうとしています。今回の公明党の百万人アンケート調査においても、中小企業の皆様から多数御意見をいただいているところです。

こうした中、新たな選択肢として第三者承継が注目されています。政府は二〇一八年度事業承継税制を拡充し、今後十年間という限定つきで相続税を全額猶予するなどの優遇措置を講じることを明らかにしました。本県における雇用確保対策として、中小企業へこうした優遇措置を広く周知徹底する広報活動とともに、福島県事業引継ぎ支援センターなどの県内各支援機関との連携強化を図りながら相談体制を充実することが必要であると考えます。

そこで、県は中小企業の事業承継に関する相談体制の充実にどのように取り組んでいくのか伺います。

次は、県営住宅の連帯保証人についてです。

昨年五月、民法の一部を改正する法律が成立しました。このうち債権関係の規定については、明治二十九年に民法が制定された後、約百二十年ぶりの改正となり、一部の規定を除いて平成三十二年四月一日から施行されることとなります。

特に個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、民法における債権関係の規定の見直しが行われることから、国土交通省より今後の公営住宅への入居に際しての取り扱いについて留意点が通知されました。

事業主体である県においては、以上の点を踏まえて、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう配慮しながら、福島県県営住宅等条例第九条の連帯保証人規定の削除や家賃債務保証業者等の機関

保証の活用などについて今後議論していく必要があると考えます。

そこで、県は県営住宅の連帯保証人について、民法改正や国の通知を踏まえ、どのように対応していくのか伺います。

次は、病気の子供の教育についてです。

先日、小児がんや心臓病などの慢性疾患で治療を続けている子供、いわゆる病弱児の保護者から御相談をいただきました。日常生活の中でさまざまな医療的制約はあるものの、学習能力に問題がないので、できる限り教育を受けさせたいが、学校に病弱児特別支援学級がないので教育環境を整えてほしいということでありました。

平成二十八年度、病弱・身体虚弱特別支援学級は県北、南会津、相双地区で各一学級ずつ、合計三学級それぞれ開設されましたが、特別支援学級の設置は入級を予定する児童生徒が一定数に満たないと設置が難しいという課題があります。

そこで、公立小中学校における特別支援学級の設置について弾力的に認めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次に、平成二十八年度、本県の小中学校の長期欠席児童生徒は二千六百五名で、そのうち病気による欠席の児童生徒は五百十六名であると報告されております。この中には、通学できない児童生徒もおり、このような児童生徒には具体的な支援策を工夫し、学習の空白が生じないようにすべきと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校に在籍する病氣療養児の支援にどのように取り組んでいるのか伺います。

最後は、児童生徒の通学路等の安全確保についてです。

先日六月十八日朝に発生した大阪府北部を中心とする地震で、登校途中の女子児童が学校のブロック塀の下敷きになって亡くなるという大変痛まし

い事故が起きました。このブロック塀は違法建築に当たる施設であることがわかっており、なぜ今まで放置され続けてきたのか、原因の究明が待たれるところです。

翌十九日には、文部科学大臣が各都道府県に幼稚園や学校施設に加え通学路の安全確認のための緊急点検を求める要請を行い、それを受け県教育委員会や各市町村教育委員会は点検、確認作業を始めているところです。

そこで、県立学校のブロック塀の点検を実施し、安全対策を講じるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

また、県教育委員会は県や各市町村教育委員会等の関係機関と連携を強化し、学校施設や学校周辺、通学路のブロック塀、またそのほかの危険箇所  
の点検に基づく安全対策を早急に実施しながら、児童生徒の登下校の安全  
・安心の確保に向けて取り組む必要があります。

そこで、県教育委員会は公立小中学校の通学路の安全確保にどのように取り組んでいくのか伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

◎議長(吉田栄光君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 安部議員の御質問にお答えいたします。

安全で安心な県づくりについてであります。

震災から七年三カ月が経過しました。明るい光が増してきた一方で、今もなお多くの県民が避難生活を続けているほか、廃炉・汚染水対策、根強く残る風評など、本県はいまだ有事の状況にあります。

また、子供や女性が被害者となる事件や事故、地震、豪雨災害といった自然災害も全国各地で発生しており、常にこうした危機事象に備えていかなければなりません。

私は、復興と地方創生を進めていくためには、生活の基本となる安全・安心の確保が何よりも重要であると考えております。このため、県民参画の促進や連携協力の推進などを基本理念とする安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、みずからの安全はみずから守る、地域の安全は地域で守るという意識の醸成を図っております。

あわせて、市町村や地域で活動するさまざまな主体と協働し、防災や防犯、交通安全、医療、消費者保護、食品の安全確保などの施策を総合的に推進しているところであります。

今後とも、これまでの成果や実績、課題の検証をしっかりと行い、より実効性の高い施策に進化させるとともに、県民の安全・安心の確保がさらに進むよう、市町村や関係機関、県民と力を合わせ、一丸となって取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させます。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

自動車運転代行業につきましては、随伴用自動車による利用者運送の禁止や代行保険の適正な更新などに関し、事業者による自主点検の実施の要請や街頭指導等を行っております。

今後とも法令等の周知徹底が図られるよう、警察と連携しながら、事業者はもとより利用者に対する啓発活動を行うなど、自動車運転代行業の適正な運営の確保に努めてまいります。

（保健福祉部長佐藤宏隆君登壇）

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

麻疹、風疹の予防接種につきましては、県のホームページを初めさまざまな広報媒体を活用して普及啓発に努めているほか、市町村、学校、医療機

関等と連携して未罹患、未接種者を把握するとともに、接種の勧奨を行っているところであります。

今後は、来月開催する市町村担当者会議で予防接種率が向上した好事例を共有し、他の市町村にも波及させていくなど、予防接種率の一層の向上に努めてまいります。

次に、受動喫煙防止対策につきましては、平成二十八年十一月から施設内禁煙を実施する飲食店等を空気のきれいな施設として認証しており、各保健福祉事務所によるきめ細かな周知活動を全県で行った結果、本年五月末現在で七百八十二施設の認証に至っており、その後も認証数は着実に増加しております。

また、来月にはバス、タクシー等の車両に対象を拡大することとしており、制度の一層の普及、広報に努めながら受動喫煙の防止対策を積極的に推進してまいります。

次に、糖尿病性腎症につきましては、昨年十二月に県が策定した福島県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを踏まえ、各保険者がリスクの高い対象者を選定し、必要な保健指導や受診勧奨を行っております。

今後は、国保の保険者努力支援制度の評価指標向上にもつながるよう各市町村に助言指導を行うほか、県生活習慣病検診等管理指導協議会糖尿病部会で各保険者の重症化予防に向けた取り組みをしっかりと共有してまいります。

(商工労働部長橋本明良君登壇)

◎商工労働部長(橋本明良君)お答えいたします。

中小企業の事業承継につきましては、オールふくしま経営支援連絡協議会を構成する商工団体や金融機関などの各機関が協力し、経営相談に取り組んでまいりました。

今後は、事業引継ぎ支援センターとより緊密に連携しながら、個別相談会の実施や事業者訪問の強化により、必要に応じ専門家を派遣するなど、具体的な支援につなげる仕組みを構築し、相談体制の充実に取り組んでまいります。

(土木部長杉 明彦君登壇)

◎土木部長(杉 明彦君)お答えいたします。

県営住宅の連帯保証人につきましては、住宅の管理上重要な役割を果たしており、必要なものと認識しておりますが、復興公営住宅においては、その特殊性から、事情に応じて免除できることとしております。

今回の民法改正等を踏まえ、入居希望者の事情に配慮しながら、連帯保証人にかわる家賃債務保証業者の活用などについて検討してまいります。

(こども未来局長須藤浩光君登壇)

◎こども未来局長(須藤浩光君)お答えいたします。

児童虐待対応の警察との連携につきましては、児童相談所ごとに警察と連絡会議を開催し、日ごろから相互の業務を理解するとともに、本年一月には県警察本部と協定を締結し、円滑な情報共有に努めております。

また、保護者が面会を拒否する場合には、児童相談所が行う立入調査や臨検、捜索の際に警察に援助要請するなど、児童虐待に迅速に対応してまいります。

次に、子育て世帯への支援につきましては、子供を持つ家庭の負担の軽減のため、十八歳以下の子供の医療費無料化に加え、第三子以降の保育料の軽減や多世代で同居を始めるための住宅取得等への補助を実施しております。

さらに、子育て世帯の多様な保育ニーズに応えるため、延長保育や病児保育、一時預かり事業等への支援を行っており、引き続き子供のいる家庭が

安心して子育てできるよう取り組んでまいります。

次に、待機児童の解消につきましては、本年四月に施行された改正子ども・子育て支援法において、県が関係機関と協議する場を設置し、広域的な視点でより深く関与することが盛り込まれたことから、関係市町村、保育施設及び有識者を交えた協議会を来月設置することとしております。

この協議会を有効に活用しながら、引き続き待機児童の解消に向け積極的に取り組んでまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

公立小中学校における特別支援学級の設置につきましては、対象児童生徒の数による基準を定めておりますが、市町村教育委員会の要望を踏まえ、個別の病状や障がい の程度、地域の状況に応じて弾力的に認めているところであります。

次に、公立小中学校に在籍する病気療養児の支援につきましては、治療や入院による子供の不安を解消するなど心理的な安定を図ることを最優先に、保護者や病院と連携して進めることが重要であると考えております。

このため、今年度から県立特別支援学校に計十五名の教育支援アドバイザーを配置し、学校や医療機関等に出向いて関係者による共通理解と支援策を検討するケース会議を開催するなど、子供の心のケアや学習に関する相談の充実を図っており、今後とも一人一人の病状に応じた切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、県立学校のブロック塀につきましては、先週建築基準法の適合状況等について学校職員の目視や計測等による緊急点検を実施いたしました。その結果、法の基準に適合していないものが十九校で確認されたほか、基準の適合にかかわらず傾斜やぐらつきがあるものが六校で確認されたところ

ろであります。

今後は、これらの結果を踏まえ、緊急措置が必要な六校において早急にブロック塀の撤去等を行うとともに、その他の学校についても速やかに専門的な調査を行い、必要な安全対策を講じてまいります。

次に、公立小中学校の通学路につきましては、各市町村の教育委員会に対し、改めてその安全を確認することや、児童生徒自身が危険を予測し回避することができるよう、安全教育の徹底について依頼したところであり、各学校では危険箇所を家庭に周知するなど安全確保に努めております。

今後とも、市町村教育委員会及び学校に対して、通学路の安全点検や安全マップの作成など、地域や保護者、関係機関と連携した取り組みを強化し、通学路の安全が確保できるよう働きかけてまいります。

（警察本部長松本裕之君登壇）

◎警察本部長（松本裕之君）お答えいたします。

児童の安全確保対策につきましては、学校を初めとする関係機関、団体に対して、声かけ事案などに関する情報提供や被害防止対策に関する指導を行っております。

また、スクールサポーター、教員、防犯ボランティアと連携して、通学路の子供見守り活動、危険箇所の把握と改善指導を行うほか、小学校などで防犯教室や不審者侵入対応訓練を実施しているところでもあります。

今後とも児童の安全を確保すべく、社会全体が一体となって活動できるよう、ボランティアの指導、育成、活動に必要な支援など諸対策を推進してまいります。

次に、自動車運転代行業者に対する指導、取り締まりにつきましては、運転代行業務の適正な運営を確保することを目的として違反情報の収集に努めており、昨年はいわゆる白タク行為を行った二事業者を検挙したほか、

営業所に対する定期的な立入検査や関係機関、団体との合同による街頭指導を随時行っているところであります。

今後とも違法行為につきましては厳正な指導、取り締まりを推進し、交通安全を図るとともに、自動車運転代行業の一層の適正化に努めてまいります。

◎二十番（安部泰男君）保健福祉部長に再質問いたします。

受動喫煙防止の対策についてでありますけれども、今後バス、タクシーへの対象を拡大するというお話でありました。

東京都は、開催地ということで、厳しい条例を設けましたけれども、東京五輪、パラリンピックの期間に、野球・ソフトボール競技の会場となる本県に内外からお客様がいらっしゃいますので、そういったお客様を受動喫煙からどうやって守るかということが問われていると思います。

そういう意味で、再度お客様、おもてなしという意味で、お客様の安全を確保するためにどのように考えているのかという点をお伺いしたいと思います。

（三百九十三字削除）

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）再質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピックで本県においてになる方々も含めて、受動喫煙の防止というのは極めて重要な点であるというふうに考えておりますので、今後とも受動喫煙の防止対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

◎こども未来局長（須藤浩光君）  
（百五十九字削除）

◎教育長（鈴木淳一君）  
（百十三字削除）

◎二十番（安部泰男君）保健福祉部長に再々質問したいと思えますけれども、具体的にどのように受動喫煙防止対策に取り組むのかという点について伺いたいと思います。

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）再質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピックでおいでになる方々だけということではございませんで、広く受動喫煙の防止対策には取り組んでまいりたいというふうを考えておりますが、特に会場における受動喫煙防止対策をどのようにするかということに関しては、施設の管理のあり方ですか、今後の改修のあり方等も含めて、あわせて考えてまいりたいと考えております。